



令和8年度「十日町市新規卒業者地元就職祝金」のお知らせ

十日町市に住み続け市内の事業所等に就職した人対象

「就職祝い金」を支給します！

◇対象となる人（次のすべてを満たす人）

1. 中学校を卒業した日から申請日において、十日町市に住所を有し、現に居住している人
2. 申請時において学校教育法で定める学校（中学校・高校・中等教育学校・特別支援学校・高等専門学校・専修学校・短期大学・大学・大学院）を卒業して1年以内の人で、在学中に十日町市内から通学していた人
3. 令和8年4月1日以降に、市内において、企業等へ正規雇用された「新規就職者」・「事業後継者」・「新規就農・就林・就漁者」・「個人事業主」となった人
4. 就労開始から6カ月経過し、本採用となった人
5. 同居世帯全員に市税の滞納がないこと
6. 政治団体、宗教団体の職員でないこと
7. 暴力団の構成員でないこと
8. 外国籍の人は、特別永住者のいずれかの在留資格を有する人

◇支給金額 **10万円**（1回限り）

◇申請に必要なもの

1. 申請書（市のホームページからダウンロードできます）
2. 申請者の住民票
3. 最終学校の卒業証明書または卒業証書の写し
4. 在職証明書（新規就職者・事業後継者）または 就業届出書（個人事業主、新規就農・林・漁者）
5. 最終学校へ十日町市内から通学していたことが分かる証明（例：通学定期券の写し、通学証明書の写し、家族等からの証明）。ただし、市内の学校へ通学していた人は除く
6. 申請者の預金通帳の写し

詳細は、市のホームページをご覧ください⇒



◇申請受付期間

令和8年10月1日（木）から、最終学校を卒業して1年以内まで

【お問合せ・申請先】

十日町市 企画政策課 移住定住推進係 TEL 025-755-5137

〒948-8501 十日町市千歳町3-3 t-kikaku@city.tokamachi.lg.jp